

令和4年度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 令和5年11月27日

監査の対象 社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（補助金交付団体）

第3 監査の範囲

令和4年度において高砂市から交付している社会福祉協議会補助金について、高砂市社会福祉協議会補助金交付要綱上その対象となる①協議会の運営に必要な人件費、②市町ボランティア活動支援事業に係る経費、③ひとり暮らし高齢者等への食事サービス事業に係る経費及び④ふれあいまちづくり事業の実施に必要な経費に係る出納その他の事務の執行について監査を実施した。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体の経営状況に関する資料（事業報告書、収支決算報告書等）について、関係職員から説明を受け、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

この補助金は、市民の福祉の向上に資する事業を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的として交付したものである。

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出等についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。

社会福祉法人高砂市社会福祉協議会は、昭和30年4月に設立され、昭和55年3月に法人認可された。高砂市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、主に次に掲げる事業を実施している（同法人定款より一部抜粋）。

(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、(2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、(3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、(4)(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全発達を図るために必要な事業、(5)保険医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡など。

組織は、理事15人、監事2人及び評議員31人から35人と、その他、地域福祉推進委員会、介護保険等事業所経営会議、善意銀行運営委員会など各種委員会及び事務

局で構成される。

近年の福祉行政の急拡大に伴い、意思疎通支援事業委託、声の広報発行事業委託、生きがい対応型デイサービス事業委託など高砂市からの多くの受託業務も行っている。

収支決算報告書の各項目について、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の確認を行ったが、おおむね適正に整理されていた。

令和4年度社会福祉事業補助金実績報告書に添付されている令和4年度市補助金確定計算書の表「2事業費」に記載の時間外勤務手当の額142,053円については、当日確認できなかったもので確認されたい。

また、次の事項については、違法又は不当であるとはいえないものの、市民等の誤解を招くことのないよう適切な事務執行に努められたい。

- (1) 高砂市社会福祉協議会補助金交付要綱第2条によると、補助金の対象経費となるのは、本報告書「第3 監査の範囲」に上述したとおりであるが、そのうち第2号の「市町ボランティア活動支援事業に係る経費」に係る補助金が、すべて同事業にかかわる1名の人件費として費消されていることが判明した。

すなわち、同要綱第2条第1号に掲げる「協議会の運営に必要な人件費」以外に人件費として補助が行われていたことになる。同条第2号の「事業に係る経費」に人件費も含まれると解せなくもないが、そうすると同条第3号及び第4号の「事業に係る経費」、「事業の実施に必要な経費」にも人件費が含まれるのか、また同条第1号はなぜ運営に係る「事業費」を含んでいないのか（人件費に限っているのか。）が問題となるのであって、つまるところ、同要綱第2条が、補助金の対象経費を厳格に区切って定めている趣旨があいまいとなる恐れがある。

同要綱第2条第2号は、「事業に係る経費」を補助すると規定するところ、そのすべてを人件費として費消するのであれば、第2項第1号のように「人件費」として、また、「時間外勤務手当」等は除くのかどうかを規定すべきである。同要綱の規定と実際の運用との乖離が生じていると思われる。

- (2) 同要綱第2条第3号に規定するひとり暮らし高齢者等への食事サービス事業は、サービスを行う事業者の採算が取れず、事業を廃止したため、やむを得ず廃止となったとのことである。同号の削除について、市の担当者からは、「再開の可能性も考え、残しておくべきか、削除すべきか悩んでいる。」との回答があった。

独居の高齢者人口が増大する中、同事業は、高齢者等の「安否確認を兼ねた」事業であり、補助の対象でもある有用な事業であると考えられるので、採算の取れる範囲で再開できるよう尽力されたい。

- (3) 補助金実績報告書に添付する資料については、もう少し詳しい資料を添付されたい。今回監査をしていろいろな資料の提出を受け、その精査を行った結果、初めて補助金に係る事務が適切に執行及び管理されていることが確認できたが、同添付資料のみでは、記載された金額の妥当性や正確性が明らかでなく、仮に不正があってもわからない。市と相談の上適切に対処されたい。
- (4) どこも同じであるが、今後、人口減少（特に労働者人口の減少）と高齢者人口の増加に伴い、市の財政も緊縮化されていくことが想定される。

補助金支出の根拠法令は、地方自治法第232条の2及び社会福祉法第58条であり、前者は「公益上必要がある場合」、後者は「必要があると認めるとき」に補助をすることができる旨定めるところ、個々の事業の公益性に比べて、包括的な人件費の公益性は認定しづらく、「市町からの補助金のあり方も事業補助方式など事業量に着目したものになる流れにある」（「これからの市区町村社協の運営システムのあり方について－平成11年度地域福祉推進委員会・企画小委員会報告－」平成12年5月社会福祉法人全国社会福祉協議会、地域福祉推進委員会・企画小委員から抜粋）ことから、今の補助金（特に包括的な人件費について）がそのままの額で今後も継続支出されるかは不透明である。

一方で福祉施策に対する市民の期待はますます増大することが明白である。

社会福祉協議会定款第4条第1項には、「自主的に経営基盤の強化を図る」と規定されている。人材の確保や介護報酬単価の悪化など、厳しい社会情勢ではあるが、今後とも会員会費制度の充実や利益のある委託事業の受託など自主財源の確保に努められたい。

社会福祉協議会をめぐる現下の社会情勢は、ますます厳しさを増している。

兵庫県下において、「介護保険サービス事業が赤字の社協は17社協（51.5%、回答33社協）、障害福祉サービス事業については7社協（22.6%、回答31社協）」（2017年度決算に基づく回答）であったとされる（「社協の介護・障害サービス事業経営の考え方と工夫」（令和元年度）地域福祉・介護サービス事業経営検討会議報告書、兵庫県社会福祉協議会地域福祉・介護サービス事業経営検討会議から抜粋）。厳しい数字ではあるが、なお、介護保険サービス事業においては48.5%の、障害福祉サービス事業においては77.4%の社会福祉協議会がその経営努力と創意工夫によって黒字となっていることが窺い知れる。

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設置された法人であり、市も多くの業務を委託するなど市の福祉行政にとって、また、なにより地域でサービスを享受する市民にとってはなくてはならない存在である。市と同法人が知恵と工夫を凝らし、協力し、支えあうことで、高砂市地域福祉の充実と発展により一層寄与されることを期待する。